

議案第 9 号

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第21条第1項第1号及び第12号」を「、第21条第1項第1号及び第12号並びに同条第2項第1号及び第3号」に、「病院における」を「病院及び療養病床を有する診療所における」に改める。

本則に次の2条を加える。

（療養病床を有する診療所の人員に関する基準）

第6条 法第21条第2項第1号に規定する条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4人又はその端数を

増すごとに1人を加えた員数

(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当な員数

2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに開設し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

(療養病床を有する診療所の施設に関する基準)

第7条 法第21条第2項第3号に規定する条例で定める施設は、談話室、食堂及び浴室とする。

2 第5条第2項第2号から第4号までの規定は、前項に規定する施設について準用する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(療養病床を有する診療所の人員に関する基準に係る経過措置)

2 療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数は、当分の間、第6条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数。ただし、そのうちの1人については、看護師又は准看護師とする。

(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当な員数

3 第6条第2項の規定は、前項第1号に規定する入院患者の数について準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方自治法施行令の一部改正に伴い、療養病床を有する診療所における人員及び施設の基準を定めるため、この条例を制定するものである。